

# 上里町立上里東小学校

## いじめ防止等のための基本的な方針



上里町立上里東小学校

目次	1
○ はじめに	2
第1 上里東小学校基本方針の策定	3
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	4
（1）本校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置	
ア いじめの未然防止のための取組	
イ いじめの早期発見への取組	7
ウ いじめに対する措置	
2 重大事態への対処	8
（1）重大事態への対処の流れ	
（2）教育委員会又は本校による調査	
第3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項	10

## ○ はじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

上里東小学校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にもどの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校では改めて、児童の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

## 第1 上里東小学校基本方針の策定

### いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### ○いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### ○いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、町その他の関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

いじめは全ての児童等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ることから、いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針又は上里町の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

上里東小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校に於いて体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係わる日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや本校におけるいじめ防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、上里東小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下の通りとする。

- ・ 自校の課題を洗い出して教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- ・ 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を立て、計画的に実行する。
- ・ 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を推進するために研修会を開く。
- ・ いじめ未然防止のための道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別支援学級の児童との交流を通して、また「東っ子タイム」の縦割り活動を通していじめが起きにくい学校風土をつくる。

- ・ ネットいじめへの対応を推進するため、ネット問題について児童向け(保護者)の講習会を開く。
- ・ いじめを含む人間関係やトラブル、悩みの実態を把握するため、「友だちアンケート」を実施する。
- ・ 親同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換を行う。

## 第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

##### いじめ防止対策推進法

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「上里東小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導委員会「かえで委員会」を母体とし、管理職、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育主任等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取り組みを実効的に行う際の中核となる組織であり、PTA、地域の方など外部専門家、警察関係者や児童相談所、福祉の専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

##### ○問題対策委員会の具体的な役割

- ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実実施計画（研修計画を含む）の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援・対応方針の決定と保護者への連絡といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

##### ○開催

- ・ 定例会  
（毎月の生徒指導委員会（かえで委員会）と兼ねて開催）
- ・ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを校長が召集して開催）

#### (2) 本校におけるいじめ防止等に関する措置

##### ア いじめの未然防止のための取組

いじめはどの学校にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自身を育むことにより、いたづらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### <予防的対応>

- ・日常の教育活動で人権感覚を養わせる。  
各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など
- ・「いじめを絶対に許さない」ことを児童に浸透させるため、朝礼、学年集会、学活での話を継続する。
- ・学校生活の基本（あいさつ・返事・くつそろえ、時間を守る、人の話をきちんと聞く、責任を果たす）の指導を徹底し、授業規律を徹底する。

### <日常の対応>

- ・児童が発する小さなサインを見逃さないために児童理解を促進する。児童が教員に情報を入れたり、相談したりすることができる信頼関係を築く。

#### 【方法】

##### ○休み時間の児童観察

- ・子供の中に入って一緒に遊びながら、人間関係を観察する。
  - ・気になる児童が所属する遊びグループに教師も参加し、一緒に遊ぶ。
  - ・子供たちが遊ぶ様子を、距離を置いて、人間関係を観察する。
  - ・担任は、かえで委員会で報告し、学校全体で共有する。
  - ・担任外は、授業での様子、その他の場面での様子で気付いたことを日常的に担任に報告をし、情報共有する。
- ・情報を収集する。

#### 【方法】

##### ○友だちアンケートの実施

- ※「はい・いいえ」で答えられる内容と記述回答。  
これを全校一斉に毎月行う。

いじめのレベルを5段階に分けて学年・学校全体で速やかに対応する。

レベル1	悪口を言われる。からかわれる。
レベル2	仲間はずれにさせる。無視をされる (くさい、あっちへ行けなどの言葉を言われる)
レベル3	レベル2が、継続して行われている。叩く、蹴る、ボールを投げつける、足を掛ける、通せんぼをするなどの身体的苦痛を伴う行為が行われる。
レベル4	いじめが原因で不登校になる。保護者、または、本人がいじめを苦に転校を検討し始める。
レベル5	死を口にしたり、自傷行為をしたりする。

いじめは、集団であれば必ず起きるもの、いじめの芽は毎日出ているという認識が大切である。

いじめの芽をレベル1、レベル2の段階で摘む努力をする。

### <児童情報の共有>

#### ○児童情報の共有の機会

- ・情報が入った時点での迅速な情報伝達（当該教諭→管理職・生徒指導主任）
- ・学年における情報共有第一報
- ・かえで委員会における情報共有
- ・職員会議における情報共有  
\*第一報だけでなく、指導の経過を記録し報告を行う。

### <教師の言動・姿勢>

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期の解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために

- ①児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

ことを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合などがあることに十分留意する。

#### <学級づくり>

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ①児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
  - ・児童の気持ちを共感的に受け止める。  
（「先生は自分の気持ちを分かってくれる。」）
  - ・居場所をつくる
  - ・見守る。
  - ・規準を示す。  
（「～してはならない。」だけでなく、「こんなときはこうするといいよ。」）
- ②意欲や元気の元になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき「もっと分かりたい。」というエネルギーが湧いてくる。）
  - ・自分のよさや自分との違いの良さを認める。（「これまで気がつかなかった自分や友だちの良さを先生が教えてくれた。」）
  - ・児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
  - ・児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。  
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

#### <学習指導>

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身につけることができる。  
つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善にあたる。

#### <保護者同士のネットワークづくり>

いじめの解決には、保護者の働きかけが大切であり、特に保護者同士が知り合いだといじめにブレーキがかかることが多い。保護者の親密な関係が大切である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。  
また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

#### <インターネットを通じて行われるいじめの防止>

本校では、児童がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- ①学級活動等を活用して、ネット問題について児童向け講演会を実施する。  
また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- ②児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発のための研修会を実施する。

※ 学校で作成してある「いじめ対応マニュアル」、彩の国 生徒指導ハンドブック『Newl's』を参考、活用する。

## イ いじめの早期発見への取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。教職員は、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。併せて、学校はアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

「いじめ問題」を認知した場合の対応

### ○いじめが発見された場合・または疑われる場合

担任は、学年主任・生徒指導主任・管理職に必ず報告する。

状況を迅速に把握し、確実に報告する。

5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのようにしたのか）の報告  
・情報の流れ

各教員 → 学年主任（学年教員、他教員） → 管理職  
→ 生徒指導主任 → 管理職・主幹教諭  
→ 管理職

☆ もれを防ぐため、複数のルートで伝達する。

☆ 教員は情報を整理して、次に伝える。

・まず第一報、対応状況を記録しておく。

### ○児童への指導

「問題対策委員会」を開き、方針を立てる。

校長が必要と判断したメンバー（管理職、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、担任教諭、養護教諭など）が集まり迅速に指導計画を立てて、指導を進める。

「問題対策委員会」は、校長がいじめが解決したと判断するまで、定期的に関く。

☆ レベル3に達した状態であれば、教育委員会に報告し、委員会の指示を仰ぎながら、対策を考え対応する。

☆ レベル4、レベル5になった状態であれば、学校だけで対応せず、教育委員会、各専門機関や警察へ連絡し、連携した対応を行う。

☆ 複数教員での対応を原則とする。「自分」だけという状況にならないようにする。指導の進行により適宜修正し、適切な指導を進める。指導報告を作成し、報告する。

#### ① いじめられている児童への対応

学級担任及び校長から、被害児童の保護者に連絡し、事情と今後の指導方針について十分説明し、了解を得る。

被害児童には、いじめ行為をなくすこと、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、当該児童の安全確保に努める。

当該児童の心のケアを行う。

人間関係を構築している関係教員、担任と当該児童との関係に配慮しながら、組織的に対応していく。

#### ア 学校を場とする内容

- ・担任教員や関係教員との面談（適宜）
- ・学年、他学年、担外、養護教諭、教頭、校長による対応  
（場所としては、教育相談室、保健室、教室、校長室など）

#### イ 家庭訪問による相談

学級担任、関係教員他

#### ウ 関係機関との連携



- ・学校サポートセンター教育相談との連携  
保護者、当該児童のカウンセリング
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携  
保護者、役場とのコーディネート等による対応
- ・スクールカウンセラーとの連携  
要請訪問による当該児童へのカウンセリング  
当該訪問による教員への対応助言

### ②いじめている児童への対応

- ・いじめの非に気付かせ、いじめられた児童への謝罪の気持ちを熟成させる。
- ・保護者へ学校の指導方法等について十分説明し、家庭の理解、協力を得る。
- ・丁寧に個別指導を行い、当事者を交えて話し合い、いじめられた児童本人と保護者の了解を得て、保護者も交え、いじめられた児童に謝罪する会を設ける。
- ・いじめている児童は、相手に対し、いじめに関する自分の気持ちを自分の言葉で話すように指導する。
- ・いじめた児童に対しても心のケアを行う。
- ・家庭環境の把握と心理的な支援（関係諸機関との連携を含む。）
- ・再発防止に向けた継続的な指導

### ③他児童への対応

いじめ問題再発防止のために、いじめられた本人と保護者の了解が得られたら、学級、学年全体への指導を行う。

## ウ いじめに対する措置

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全体でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。

- ・上里東小学校においては、児童生徒の実態を踏まえ、既存の「いじめ対応マニュアル」の内容を『NewI's』を参考に、適宜、見直し、修正を加える。
- ・いじめに関する対応報告  
いじめを認知し、指導した際には、必ず教育委員会に報告する。

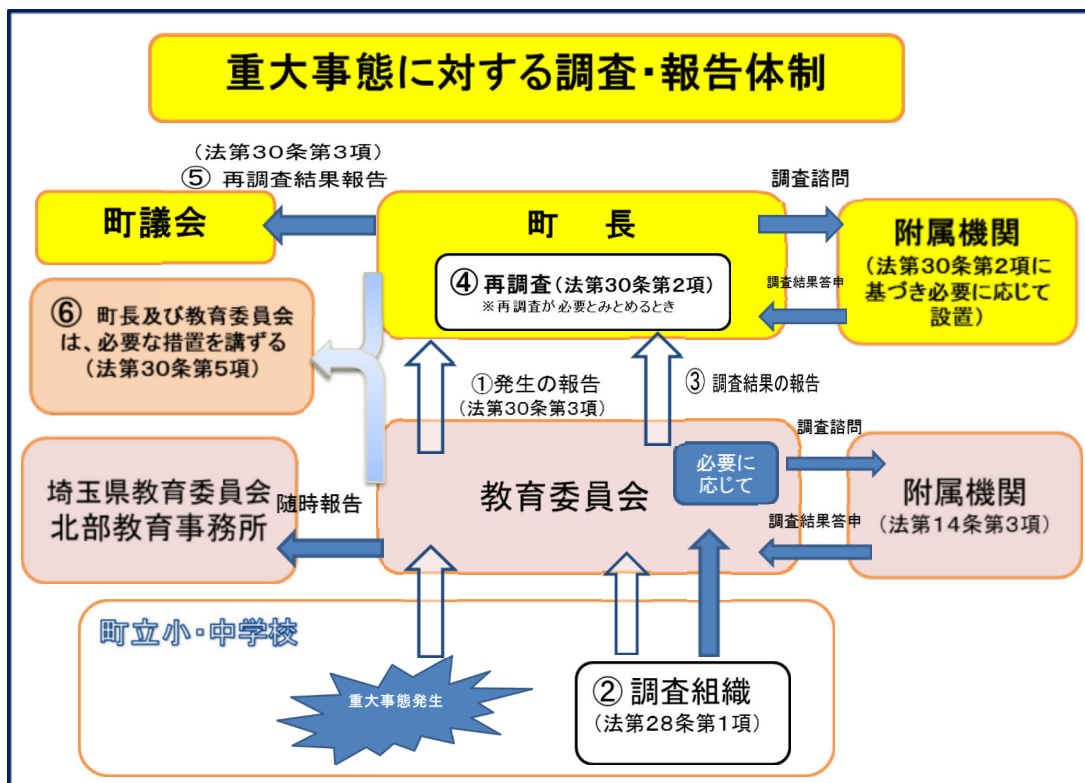
## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

重大事態とは

- 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 一 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項)



(2) 上里町教育委員会又は上里東小学校による調査

- 上里東小学校は、重大事態が発生したときは、その旨を上里町教育委員会を通じて速やかに町長に報告する。(法第30条第1項)【図①発生の報告】
- 上里町教育委員会及び上里東小学校は、その事態に処置するとともに、速やかに組織を設け、事実確認を明確にするための調査を実施する(法第28条第1項)。

【図②調査】

なお、上里東小学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。

- 調査は、必要に応じて、上里町教育委員会に設置した調査委員会が行う。
- 上里町教育委員会及び上里東小学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし(法第28条第2項)、提供にあたっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- 上里町教育委員会は、上里東小学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。(法第28条第3項)
- 上里町教育委員会及び上里東小学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書を受取り、当該文書を調査結果報告を添えるものとする。【図③調査結果の報告】
- 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等や保護者から申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(3) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

- 町長は、法第28条第1項の規定により、上里町教育委員会又は上里東小学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる(法第28条第2項)。

【図④再調査】

- 再調査においても、当該児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報

を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

- ・町長は、上里町教育委員会又は上里東小学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する（法第30条第3項）。

【図⑤再調査結果報告】

- ・町長及び上里町教育委員会は、再調査結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（法第30条第5項）。

【図⑥必要な措置を講ずる】

### 第3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

基本方針の取組の検証・見直し

上里町教育委員会・上里東小学校長は、基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、検証し、必要に応じて見直す。